

## 第4章 計画の推進

### 1 情報化推進体制

情報化の推進は、行政のあらゆる分野に深く関係するものであるため、情報管理部門と業務担当部門との役割分担を明確にし、総合的かつ一体的に進めていく必要があります。

このため、本市の情報化推進に係る最高決定機関である「取手市情報化推進委員会」（委員長：副市長）を計画の推進主体とします。また、必要に応じて、その下部組織である「専門分科会」と「IT推進ワーキングチーム」を継続的に設置し、部門横断的で多様な情報化施策を総合的・一体的に推進する庁内体制を維持していくこととします。

また、地域の情報化を進めていくうえでは、市民や事業者の意見等を、的確に施策に反映させていく必要があるため、市のホームページ等を活用し、その把握に努めていくものとします。

### 2 情報化施策の進行管理

業務担当課が、本計画に沿ってシステムの構築等各種情報化推進施策を順次進めることとなりますが、情報通信技術は他の分野にも増して技術進歩が急速であることや社会ニーズ、規制緩和等の変化が激しいことから、必要に応じて「取手市情報化推進委員会」においてフォローアップを実施します。

また、財政状況や国の動向、市民ニーズ等の変化等を見極めながら、計画変更の要否も含めて検討し、計画の推進状況を管理し、計画が陳腐化することのないよう留意します。